

	<h2>東京あおば農業協同組合と都市農業の振興・都市農地の保全に関する協定を締結</h2>
協定締結日	7月8日（水）
<p>8日、区と東京あおば農業協同組合（酒井 利博 組合長、以下「JA 東京あおば」）は、都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定と、基本協定に基づく個別協定（都市農地の保全に関する連携協定）を締結した。</p> <p>区と JA 東京あおばは、昨年練馬で開催した世界都市農業サミットや、積年の課題であり国に要請してきた都市農地の制度改革の実現など、これまでも様々な場面で連携し成果を挙げてきた。</p> <p>今回の協定により協力関係を一層強化し、いわゆる「2022年問題」に対応するため、特定生産緑地の指定推進や生産緑地の貸借の円滑化など、新たな制度を積極的に活用して、更なる区内の都市農業振興と都市農地保全に取り組んでいく。</p> <p>協定の締結を受けて、前川 耀男（まえかわ あきお）練馬区長は「練馬区の大きな魅力である「都市農業」と「都市農地」を守るためには、JA 東京あおばの皆さんとの協力が欠かせない。」と、今後の都市農業振興にかける思いを述べた。</p>	



【協定を締結した前川区長（右）と酒井組合長】

### 【協定締結後の具体的な取組】

多くの生産緑地が指定から30年を経過する「2022年問題」が間近にせまっております。練馬区では、生産緑地の約9割が対象となっている。生産緑地の買取り申出ができる期限を10年ごとに延長する「特定生産緑地」制度に基づき、区は昨年度に第1回の申請受付を実施し、生産緑地所有者の約65%が指定申請を行った。

区は今年度に第2回の申請受付を行っており、今後、協定に基づき、区が保有する生産緑地に関する情報をJA東京あおばに提供し、所有者に対する特定生産緑地制度の周知や意向確認、指定勧奨などについて共同で取り組む。

また、平成30年度に施行された「都市農地貸借円滑化法」を活用した生産緑地の貸借についても、都市農地を保全するため積極的に活用し、区とJA東京あおばで連携しながら農地のあっせんに取り組んでいく。

### 【練馬区の農業について】

- (1) 区内の農地面積・・・約 200ha（うち生産緑地面積 約 178ha）
- (2) 区内の農業者数・・・426 戸
  - ※(1)、(2)ともに 23 区一位
- (3) 主な生産物
  - 野菜：キャベツ、ブロッコリー、大根、枝豆、ジャガイモなど
  - 果物：カキ、ブルーベリーなど



【区内農地の風景】

※(1)は令和元年 11 月都市計画の告示に基づく面積。(2)・(3)は元年度実施「農業経営実態調査」による。